

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案に対する修正案要

綱

一 施行期日の変更

二の1及び5については、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 検討条項等の追加

1 政府は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供

その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、

特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第四条第一項関係)

3 政府は、2に定める事項のほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第四条第二項関係)

4 政府は、第三条第一項各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務であつて、附則第二条に規定する請求に係るものに関し、当該請求に係る消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続等の裁判外紛争解決手続の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)

5 政府は、この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

(附則第六条関係)